

第4編 伊那中央行政組合職員団体の登録等に関する規則

伊那中央行政組合職員団体の登録等に関する規則

平成18年7月4日
公平委員会規則4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第54条、伊那中央行政組合職員団体の登録に関する条例（昭和41年伊那保健衛生施設組合条例第19号）第2条及び伊那市職員団体の登録に関する条例（平成18年伊那市条例第34号）第6条の規定により、職員団体の法人格の取得及び職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請書等)

第2条 登録の申請書等、登録事項の変更又は解散の届出書等及び法人格取得の申出書等については、伊那市職員団体の登録等に関する規則（平成18年伊那市公平委員会規則第8号）を準用し、同規則中「伊那市公平委員会」とあるのは「伊那中央行政組合公平委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成18年7月4日から施行する。